証券コード4435
2020年6月9日

株　主　各　位

東京都港区元赤坂一丁目２番７号
ＡＫＡＳＡＫＡ　Ｋ-ＴＯＷＥＲ　５階
株　式　会　社　カ　オ　ナ　ビ
代表取締役社長CEO　柳　橋　仁　機

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（３ページ）に従い、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

２．場　　所　東京都千代田区紀尾井町１番４号
東京ガーデンテラス紀尾井町　４階
紀尾井カンファレンス　セミナールームＣ＋Ｄ
（会場が前回と異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役４名選任の件

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

以　上

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をお願い申しあげます。また、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行います。積極的にご活用ください。詳しくは２ページをご参照ください。

・今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
3．株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/）に掲載させていただきます。

インターネットライブ中継について

株主総会当日の模様を、以下のとおりインターネットにてライブ中継いたします。

配 信 U R L ：https://www.bridge-salon.jp/streaming/movie/4435_20200625.html
ログインID：kaonavi
パスワード：BRtMo5

・会場後方から撮影を行いますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
・中継をご覧いただくにあたりましては、ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご覧いただく場合の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
・ライブ中継内での議決権行使等はできません。議決権は、予め書面により事前に行使いただきますようお願い申しあげます。

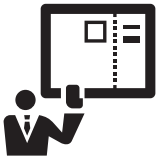

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の２つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月24日（水曜日）
午後５時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

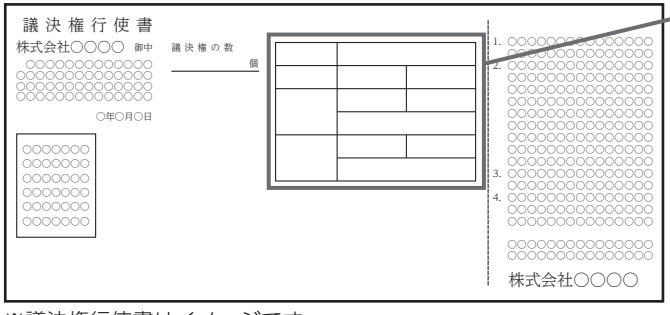

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に〇印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に〇印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第１、３、４、５号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に〇印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に〇印**

※議決権行使書による議決権行使において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的）	（目的）
第２条　　（条文省略）	第２条　　（現行どおり）
（１）～（９）　（条文省略）	（１）～（９）　（現行どおり）
（新　　設）	（１０）投資事業有限責任組合財産、その他の投資事業組合財産の運用および管理、ならびに投資事業有限責任組合、その他の投資事業組合への出資
（新　　設）	（１１）有価証券の取得、保有、運用および売買
（１０）　（条文省略）	（１２）　（現行どおり）

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　やなぎはし　ひろき　**柳橋　仁機**

生年月日
1975年７月６日

所有する当社の株式数
3,658,000株

取締役会出席状況（出席率）
16／16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年６月　アクセンチュア株式会社入社
2002年７月　株式会社アイスタイル入社
2008年５月　当社設立 代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者として強いリーダーシップを発揮し、当社ビジネスの発展に尽力して参りました。技術分野をはじめ、会社経営に関する豊富な経営経験と知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2　さとう　ひろゆき　**佐藤　寛之**

生年月日
1979年５月18日

所有する当社の株式数
162,000株

取締役会出席状況（出席率）
16／16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年４月　株式会社リンクアンドモチベーション入社
2008年５月　シンプレクス株式会社入社
2011年10月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社事業開始以来、一貫して当社の経営を担うとともに、営業及びマーケティング部門の統括において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

橋本（はしもと） 公隆（きみたか）

生年月日
1980年1月23日

所有する当社の株式数
－

取締役会出席状況（出席率）
12／12回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年11月	三洋電機株式会社入社
2006年 4 月	三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
2018年 8 月	当社入社 執行役員IPO準備室長
2019年 2 月	執行役員経営戦略室長
2019年 6 月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、当社の事業・財務戦略において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

小林（こばやし） 傑（すぐる）

生年月日
1977年12月13日

所有する当社の株式数
－

取締役会出席状況（出席率）
15／16回（出席率93.8%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4 月	株式会社日本交通公社（現 株式会社JTB）入社
2003年 2 月	株式会社リンクアンドモチベーション入社
2011年 7 月	株式会社フィールドマネージメント入社 マネージングディレクター（現任）
2015年 1 月	株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース設立 代表取締役（現任）
2018年 6 月	当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．小林傑氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、小林傑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
４．小林傑氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
５．橋本公隆氏は、2019年６月26日開催の第11期定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬の額は2008年５月30日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認いただいており、今日に至っておりますが、その後の業容拡大と急速に変化する事業環境への対応を背景に、取締役の役割・責務が増大していること、さらに、今後、当社の企業価値向上に資する優秀な人材（社外取締役を含みます。）を確保するために競争力のある報酬水準とする必要があること等を勘案して、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役は４名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は2008年５月30日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認いただいておりますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役報酬の額は、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。）となります。今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は３名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は３名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、２年以上で当社の取締役会が定める期間、又は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後３月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後６月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑦ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役報酬の額は、2017年６月26日開催の第９期定時株主総会において、年額20,000千円以内とご承認いただいており、今日に至っておりますが、その後の業容拡大と急速に変化する事業環境への対応を背景に、監査役の役割・責務が増大していること等を勘案して、監査役の報酬額を年額25,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善が続き、全体として緩やかな回復基調にありました。一方で、米中の貿易摩擦による景気減速懸念に加えて、新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで世界中に拡大しており、先行き不透明な状況が強まっております。

当社が属するHRテクノロジー（注）市場では、政府による「働き方改革」の推進を背景に、クラウドやデータ解析など先端のIT関連技術を活用した人事関連業務の効率化・先進化への取り組みが進んでおり、今後も高い成長が期待される市場として注目が高まっております。

このような環境の下、当社は、将来のさらなる事業成長に向けて、組織体制の強化のための人材採用や、当社サービスの認知度向上を加速させるためのマーケティング活動に注力してまいりました。その結果、当社クラウド人材マネジメントシステム『カオナビ』は堅調に成長を続け、2020年３月末時点で利用企業数は1,789社（前期末比496社増加）となりました。

当社は、プロダクトの機能強化にも注力し、社員のコンディションや組織の状態変化を察知できる「PULSE SURVEY（パルスサーベイ）」や、カオナビに蓄積された従業員のさまざまなデータを集計し、グラフを簡単に作成・共有できる「DASH BOARD（ダッシュボード）」をリリースしてまいりました。また、当事業年度に実施した顧客向けのセミナーや勉強会などユーザー会の実施回数は100回を超え、延べ参加社数は1,400社を超えるなどカスタマーサクセスの強化にも努めております。さらに、事業拡大に伴う人員増加への対応と顧客価値のさらなる向上を目指して、2020年12月に本社を移転する予定です。

以上の結果、当事業年度の売上高2,625百万円（前事業年度比55.3%増）、営業損失278百万円（前事業年度は営業損失73百万円）、経常損失280百万円（前事業年度は経常損失92百万円）、当期純損失357百万円（前事業年度は当期純損失96百万円）となりました。

（注）HRテクノロジー
HR（Human Resource）とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は19百万円で、その主な内容は、パソコン等の取得費及び社内業務システムの開発であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年１月31日に本社移転に伴う新オフィス敷金支払資金の充当のため、取引金融機関より長期借入金として390百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年３月18日に株式会社Caratに20百万円の出資を実施し、同社の新株予約権を取得しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2017年３月期)	第 10 期 (2018年３月期)	第 11 期 (2019年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(百万円)	455	952	1,690	2,625
経 常 損 失 （△）(百万円)	△214	△250	△92	△280
当期純損失（△）(百万円)	△207	△283	△96	△357
1株当たり当期純損失 (△)　(円)	△25.88	△32.96	△10.32	△32.89
総　　資　　産(百万円)	381	882	2,146	2,398
純　　資　　産(百万円)	177	294	1,347	995
１株当たり純資産　(円)	△14.88	△0.76	124.34	90.94

(注) 2018年３月28日付で普通株式１株につき10株、Ａ種優先株式１株につき10株の株式分割、2018年12月15日付で普通株式１株につき100株の株式分割及び2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。当該株式分割が第９期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

① サービスの普及拡大

労働生産性の向上に対する社会的要請の高まりに伴い、人事関連業務の効率化・先進化への取り組みが進んでおり、人材マネジメントシステムへの期待も急速に高まっているものと認識しております。一方、IDC Japanが2017年７月に発表した「国内企業の人材戦略と人事給与ソフトウェア市場動向調査」の結果によると、人材マネジメントに対するITシステムの導入率は12.6%に留まっており、国内における普及度合いは十分とは言えません。今後は、費用対効果を検討した上での積極的な広告推進などを通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化、紹介パートナー及びセールスパートナーの拡大、営業拠点の設置など営業機能の強化に努めてまいります。

② サービス機能の拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。また、顧客基盤の拡大に伴い顧客ニーズも多様化してまいります。当社は、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、サービス機能の追加・改善、外部サービスとのAPI連携など顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

③ 顧客エンゲージメントの強化

当社の顧客数が拡大するにつれて、既存顧客との関係性を強化し、継続的に『カオナビ』を利用していただくことが重要な課題であると認識しております。当社は、カオナビの導入や定着の支援、セミナーやユーザー交流会など顧客エンゲージメント強化のための取り組みを実施してまいりました。今後、これらの活動をより一層強化・推進して、顧客に『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただくことに努めてまいります。

④ 外部サービスとの連携拡大

当社は、顧客の利便性向上に向けて、さまざまな企業やサービスとの連携・協業を深化させることを目的とした「コネクテッドパートナープログラム」を推進しております。今後も既存の各種パートナーとの提携強化や新たなパートナーの拡大によって、顧客価値の向上を目指した取り組みを進め、人事・人材関連サービスのプラットフォームの構築に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制の継続的な強化

当社は、顧客の従業員に関する個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して社内教育・研修の実施やシステムの整備等を行ってまいります。

⑥　セキュリティの継続的な向上

当社サービスの継続利用の前提として、セキュリティの確保は必要不可欠であると考えております。当社では、自社による監視体制のみならず、外部業者による脆弱性診断を継続的に実施し、必要な対策を取ることでセキュリティの向上に努めております。当該対策には終わりはないと認識しており、今後も継続してセキュリティ向上に向けた対策を行ってまいります。

⑦　組織体制の強化

当社の持続的な事業成長には、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

⑧　利益の定常的な創出

当社は、将来の事業拡大を目指した人材獲得や認知度向上施策などを積極的に進めており、当事業年度の経営成績は営業損失となっております。

当社の収益モデルは、当社サービスが複数年にわたり継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。事業拡大に伴い増加傾向にある人件費及び採用費、先行投資として計上される広告宣伝費、販売促進費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後のマーケティングの強化やサービス機能の拡充等を通じた売上高の増加により収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
クラウド人材マネジメントシステム事業	クラウド人材マネジメントシステム『カオナビ』の提供

⑹ **主要な事業所**（2020年３月31日現在）

本社	東京都港区
営業所	大阪府大阪市、愛知県名古屋市

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名	43名増	33.1歳	１年7か月

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	445百万円
株式会社三井住友銀行	18百万円

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　36,544,000株

（注）2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を18,272,000株から、36,544,000株に変更しております。

⑵ **発行済株式の総数**　　10,945,000株

（注）１．2019年11月30日における新株予約権の行使により、発行済株式総数は12,000株増加し、5,430,500株となっております。

２．2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が5,430,500株増加し、10,861,000株となっております。

３．2020年２月29日における新株予約権の行使により、発行済株式総数は84,000株増加し、10,945,000株となっております。

⑶ **株主数**　　1,346名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
柳橋仁機	3,658千株	33.4%
合同会社ＲＳＩファンド１号	2,460	22.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	585	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	424	3.9
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	389	3.6
GOLDMAN, SACHS& CO.REG	364	3.3
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	364	3.3
株式会社アスパイア	336	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	322	2.9
CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG)S.A./ CUSTOMER ASSETS,FUNDS UCITS	215	2.0

（注）持株比率は自己株式（134株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2011年９月29日	2014年３月31日
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 560,000株 (新株予約権１個につき 20,000株)	普通株式 400,000株 (新株予約権１個につき 20,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 60,000円 (１株当たり 3円)	新株予約権１個当たり 900,000円 (１株当たり 45円)
権利行使期間		2013年10月１日から 2021年９月28日まで	2016年４月１日から 2024年３月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 560,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2015年３月13日	2018年３月30日
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 262,000株 (新株予約権１個につき 2,000株)	普通株式 317,600株 (新株予約権１個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 180,000円 (１株当たり 90円)	新株予約権１個当たり 100,000円 (１株当たり 500円)
権利行使期間		2017年４月１日から 2025年３月13日まで	2020年３月13日から 2028年３月12日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 95個 目的となる株式数 190,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 3名

		第５回新株予約権
発行決議日		2018年９月28日
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　88,600株 (新株予約権１個につき　200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　110,000円 (１株当たり　550円)
権利行使期間		2020年６月29日から 2028年６月28日まで
行使の条件		(注) 5
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　83個 目的となる株式数　16,600株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　45個 目的となる株式数　9,000株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

(注) １．第１回新株予約権の行使の条件

⑴ 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。

⑵ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑶ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約書」に定めるところによる。

２．第２回新株予約権の行使の条件

⑴ 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。

⑵ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑶ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

３．第３回新株予約権の行使の条件

⑴ 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。

⑵ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
⑶ 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
①上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20％
②上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50％
③上場日後２年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100％
⑷ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．第４回新株予約権の行使の条件
⑴ 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
⑵ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
⑶ 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
①上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20％
②上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50％
③上場日後２年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100％
⑷ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

５．第５回新株予約権の行使の条件
⑴ 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
⑵ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
⑶ 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

①上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20％
②上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50％
③上場日後２年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100％

⑷ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6．取締役１名に付与している第５回新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

7．2015年３月31日付で行った１株を10株とする株式分割、2018年３月28日付で行った１株を10株とする株式分割及び2018年12月15日付で行った１株を100株とする株式分割、2020年１月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳　橋　仁　機	プロダクト本部所管
取締役副社長	佐　藤　寛　之	アカウント本部、カスタマーエンゲージメント本部所管
取　締　役	橋　本　公　隆	財務担当、コーポレート本部所管
取　締　役	小　林　　傑	株式会社フィールドマネージメント マネージングディレクター 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース 代表取締役
常勤監査役	伊　藤　二　郎	
監　査　役	山　田　啓　之	Fringe81株式会社 社外監査役 Chatwork株式会社 社外監査役
監　査　役	足　立　政　治	コーユーレンティア株式会社 社外監査役 ユアサ・フナショク株式会社 社外取締役
監　査　役	樋　口　明　巳	あかつき法律事務所 所長 セグエグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役小林傑氏は、社外取締役であります。
２．全監査役は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の重要な兼職の異動について
①監査役足立政治氏は、2019年６月27日付でユアサ・フナショク株式会社の社外取締役に就任いたしました。
②監査役樋口明巳氏は、2020年３月24日付でセグエグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
４．監査役山田啓之氏及び監査役足立政治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役足立政治氏は、公認会計士の資格を有しております。
５．監査役樋口明巳氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．社外取締役小林傑氏並びに社外監査役伊藤二郎氏、山田啓之氏、足立政治氏及び樋口明巳氏の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の概要

当社と各社外監査役は、会社法並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第１項に定める監査役の最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	73百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	12 (12)
合計 （うち社外役員）	8 (5)	86 (15)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2008年５月30日開催の臨時株主総会にて年額100,000千円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2017年６月26日開催の第９期定時株主総会にて年額20,000千円以内と決議いただいております。

② 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役小林傑氏は、株式会社フィールドマネージメントのマネージングディレクター及び株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソースの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役山田啓之氏はFringe81株式会社の社外監査役、Chatwork株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役足立政治氏は、コーユーレンティア株式会社の社外監査役、ユアサ・フナショク株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役樋口明巳氏は、あかつき法律事務所所長、セグエグループ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小林 傑	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 伊藤 二郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる事業会社での経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 足立 政治	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 樋口 明巳	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。

ロ．当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

ハ．当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ニ．当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

ロ．当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ハ．当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

ニ．当社は、「個人情報保護基準」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会を原則月１回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

ロ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
ハ. 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社のさまざまな課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
ロ. 当社は、「内部通報処理規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
ハ. 当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
ニ. 当社の監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
ハ. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
ニ. 監査役補助者は、監査役の指揮命令下で監査役補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

ロ．当社の内部監査部門は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報処理規程」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査役に報告しなければならない。
ハ．当社は、前二項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
ロ．当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
ハ．当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
イ．当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
イ．当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
ロ．反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役会は、当事業年度において16回開催され、法令及び定款その他各種規程に基づき、経営に関する重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の業務執行について監督しています。

② 内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果を取締役に報告し、必要に応じて代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでいます。

③ 法令の制定・改正、経営上のリスクの変化に応じて、社内規程を改定しました。

④ 半期に1回のリスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の課題等について議論し、取締役会において報告しています。また、eラーニングを含む各種研修による教育活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。

⑤ リスク管理部門は、リスクカテゴリーに応じたリスクの分析、モニタリングの実施及びその結果をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、関連部署における対応を促しました。

⑥ 内部通報制度として、「カオナビホットライン」を設置し、定期的な周知を行っています。内部監査部門が、当社従業員からの通報、相談を受け付け、担当部門において必要な対応をとりました。なお、窓口として、社外弁護士窓口も設け、独立性の確保に努めています。

⑦ 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧のほか、取締役、執行役員等に対し、随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っています。

また、常勤監査役は、内部監査部門と定期的に意見交換を行うとともに、監査役会は、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査部門との連携を図っています。

８．会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

（注）１．本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を四捨五入して、比率については小数点２位以下を四捨五入して、それぞれ表示しております。
２．記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,863,239**	**流動負債**	**1,061,699**
現金及び預金	1,634,775	買掛金	30,746
売掛金	173,650	1年内返済予定の長期借入金	122,066
前払費用	55,436	未払金	133,661
その他	59	未払費用	120,807
貸倒引当金	△681	未払法人税等	16,174
固定資産	**534,406**	預り金	13,807
有形固定資産	**14,916**	前受収益	599,925
建物	7,765	その他	24,513
減価償却累計額	△7,765	**固定負債**	**340,590**
建物(純額)	－	長期借入金	340,590
工具器具備品	32,543	**負債合計**	**1,402,289**
減価償却累計額	△17,628	**(純資産の部)**	
工具器具備品(純額)	14,916	**株主資本**	**995,356**
無形固定資産	**18,583**	**資本金**	**1,018,269**
ソフトウエア	18,583	**資本剰余金**	**1,008,269**
投資その他の資産	**500,908**	資本準備金	1,008,269
投資有価証券	20,600	**利益剰余金**	**△1,030,761**
敷金	480,178	その他利益剰余金	△1,030,761
長期前払費用	130	繰越利益剰余金	△1,030,761
破産更生債権等	97	**自己株式**	**△422**
貸倒引当金	△97	**純資産合計**	**995,356**
資産合計	**2,397,645**	**負債純資産合計**	**2,397,645**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,624,792**
売上原価		**652,444**
売上総利益		**1,972,348**
販売費及び一般管理費		**2,249,997**
営業損失		**277,649**
営業外収益		
受取利息	18	
雑収入	145	163
営業外費用		
支払利息	1,935	
固定資産除売却損	381	
その他	2	2,317
経常損失		**279,803**
特別損失		
減損損失	72,348	72,348
税引前当期純損失		**352,151**
法人税、住民税及び事業税	4,760	4,760
当期純損失		**356,911**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,015,659	1,005,659	1,005,659	△673,850	△673,850	－	1,347,469	1,347,469
当期変動額								
新株の発行	2,610	2,610	2,610				5,220	5,220
当期純損失				△356,911	△356,911		△356,911	△356,911
自己株式の取得						△422	△422	△422
当期変動額合計	2,610	2,610	2,610	△356,911	△356,911	△422	△352,113	△352,113
当期末残高	1,018,269	1,008,269	1,008,269	△1,030,761	△1,030,761	△422	995,356	995,356

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

株式会社カオナビ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　義　仁　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社カオナビの2019年４月１日から2020年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社カオナビ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　伊　藤　二　郎　㊞

社外監査役　山　田　啓　之　㊞

社外監査役　足　立　政　治　㊞

社外監査役　樋　口　明　巳　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町１番４号
東京ガーデンテラス紀尾井町　４階
紀尾井カンファレンス　セミナールームＣ＋Ｄ



交通　永田町駅　（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線９ａ番出口より）直結
赤坂見附駅　（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩１分
※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。